

福島県地域防災計画(原子力災害対策編)見直しの内容

資料3

【旧】 福島県地域防災計画(原子力災害対策編)	【新】 福島県地域防災計画(原子力災害対策編)	見直しの内容
第1 総則	第1 総則	
1 目的	1 目的	
2 計画の性格	2 計画の性格	
(1) 福島県地域防災計画との関係	(1) 福島県地域防災計画との関係	
(2) 市町村地域防災計画との関係	(2) 市町村地域防災計画との関係	
(3) 国の役割	(3) 国の役割	
(4) 事業者の役割	(4) 原子力事業者の責務	【項目整理】事業者の責務については「第2 原子力災害事前対策」に予防措置等における責務として記載していたが、原子力災害対策全般における責務として文言整理のうえ総則に位置付けた。
(5) 計画の周知徹底	(5) 計画の作成又は修正に際し基本とすべき指針	【追加】本計画の作成等に際し基本とすべき指針として「原子力災害対策指針(以下、「指針」)」とした。
(6) 計画の修正	(6) 計画の周知徹底	
	(7) 計画の修正	
3 原子力防災対策の特殊性及び複合災害への備え	3 原子力防災対策の特殊性及び複合災害への備え	
	4 福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策の前提	【指針に基づく見直し】事故を起こした発電所である1Fは、施設の状態に応じた適切な方法による安全管理を講じさせるため特定原子力施設に指定されたことを受け、本県でも1Fについて他の実用発電用原子炉とは別の原子力災害対策を実施することとした。
4 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域の範囲	5 原子力防災対策重点区域の範囲	
(1) 暫定的な重点区域の範囲	(1) 重点区域の範囲	【指針に基づく見直し】1F・2Fとも暫定としていた重点区域の範囲を13市町村全域とした。なお、2Fについては、発電所から概ね5kmを目安として地域の実情に応じてPAZを設定するものとした。
(2) 暫定的な重点区域以外の区域への対応	(2) 重点区域以外の区域への対応	
	6 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置	
	(1) 福島第一原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置	【指針に基づく見直し】1Fに対する放射性物質放出前の防護措置として、緊急時活動レベルに応じて「避難指示区域」と「避難指示区域でない区域」に区分したうえで実施することとした。
	(2) 福島第二原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置	【追加】2FについてはPAZ及びUPZに係る防護措置のほか、避難指示区域については1Fと2Fで同様の防護措置とすることとした。
	(3) 地域の実情に応じた防護措置	【追加】避難指示区域が解除された市町村においては、1Fと2Fで防護措置が異なり複雑となることから、1Fと2Fで同様の防護措置を実施することとした。
	(4) 重点区域外における防護措置	【指針に基づく見直し】重点区域外における防護措置については、施設の状態や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避等の防護措置を実施することとした。

【旧】 福島県地域防災計画(原子力災害対策編)	【新】 福島県地域防災計画(原子力災害対策編)	見直しの内容
5 防災関係機関の事務又は業務の大綱	7 防災関係機関の事務又は業務の大綱	<p>【広域避難の実施】市町村（関係市町村を除く）について防災関係機関として追加し、事務又は業務内容として、広域避難を想定して、県外を含む他市町村からの避難者受け入れに関することとした。</p> <p>【追加】ネクスコの業務として、避難路の確保を明確にするため「高速道路の通行確保（緊急交通路指定時を含む）に関すること」を追加した。</p> <p>【文言修正】原子力規制庁通知に基づく修正。 スクリーニング→「避難退域時検査」</p> <p>※以下、全項において修正。</p>
6 広域的な活動体制	8 広域的な活動体制	
7 本県以外で発生した原子力災害への対応	9 本県以外で発生した原子力災害への支援	<p>【追加】従来から他道府県に対する支援についての記載に加え、本県における他道府県避難者の受け入れ対応について新設する。</p>

【旧】 福島県地域防災計画(原子力災害対策編)	【新】 福島県地域防災計画(原子力災害対策編)	見直しの内容
第2 原子力災害事前対策	第2 原子力災害事前対策	
1 原子力発電所における予防措置等	1 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等	
(1) 原子力事業者の責務		【項目整理】「第1 総則(4) 原子力事業者の責務」へ統合して整理。
(2) 防災業務計画に関する協議	(1) 防災業務計画に関する協議	
(3) 事業者の届出の受理等	(2) 事業者の届出の受理等	
2 報告の徴収、立入検査	2 報告の徴収、立入検査	
	(1) 報告の徴収	
	(2) 身分証明書の携帯	
3 原子力防災専門官との連携	3 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携	【項目整理】項目と記載内容の整合。
	(1) 原子力防災専門官との連携	
	(2) 地方放射線モニタリング対策官との連携	
4 情報の収集・連絡体制等の整備	4 情報の収集・連絡体制及び原子力災害対策上必要な資料等の整備	
(1) 情報の収集・連絡体制の整備	(1) 情報の収集・連絡体制の整備	
(2) 通信手段の確保		【項目整理】下記「6 通信手段の確保」へ項を改めて整理。
	(2) 原子力災害対策上必要な資料の整備	
	5 情報の分析整理	【追加】国作成マニュアルに基づき追加。
	(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制	
	(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進	
	6 通信手段の確保	
5 災害応急体制の整備	7 緊急事態応急体制の整備	
(1) 災害対策本部、原子力現地災害対策本部体制等の整備	(1) 災害対策本部、原子力現地災害対策本部体制等の整備	
(2) 国が行う対策拠点施設の立ち上げ準備への協力体制	(2) 国が行う対策拠点施設の立ち上げ準備への協力体制	
(3) 対策拠点施設における現地事故対策連絡会議、合同対策協議会、機能班への職員派遣体制	(3) 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会機能班への職員派遣体制	
(4) 自衛隊派遣要請体制の整備	(4) 自衛隊派遣要請	
(5) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の派遣要請	(5) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の派遣要請	
(6) 警察災害派遣隊	(6) 警察災害派遣隊の派遣要請	
(7) 緊急被ばく派遣医療チーム	(7) 緊急被ばく派遣医療チームの派遣要請	
(8) 広域的な応援協力体制等	(8) 広域的な応援協力体制等	
(9) 原災法第10条第2項の専門家の派遣要請	(9) 専門家の派遣要請	
(10) 長期化に備えた動員体制の整備	(10) 長期化に備えた動員体制の整備	
(11) 防災関係機関相互の連携体制	(11) 防災関係機関相互の連携体制	
6 緊急事態応急対策拠点施設等の整備	8 緊急事態応急対策拠点施設等の整備	
	(1) 施設等の維持管理	
	(2) 非常用通信機器	
	(3) 防災知識の普及	
7 環境放射線モニタリング体制の整備	9 緊急時モニタリング体制の整備	【項目内整理】
	(1) 県の役割	
(1) 緊急時モニタリング計画の策定	(2) 緊急時モニタリング計画の策定	
(2) モニタリング設備・機器の整備・維持	(3) モニタリング設備・機器の整備・維持	
(3) モニタリング要員の確保	(4) モニタリング要員の確保	
(4) 緊急時モニタリングの体制及び役割		
(5) 関係機関との協力体制の整備	(5) 関係機関との協力体制の整備	

【旧】 福島県地域防災計画(原子力災害対策編)	【新】 福島県地域防災計画(原子力災害対策編)	見直しの内容
(6) 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの整備・維持	(6) 緊急時放射線モニタリング情報伝達ネットワークの整備・維持	【指針に基づく見直し】放射線物質の放出後における防護措置の判断は、緊急時モニタリングによる実測結果により実施するものとし、緊急時モニタリングに係る情報共有ネットワークの整備維持を実施することとした。
(7) 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備	10 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備	【項目整理】
8 住民等への的確な情報伝達体制の整備	11 住民等への的確な情報伝達体制の整備	
(1) 広報マニュアル等の作成	(1) 広報実施マニュアル等の整備	
(2) 体制及び設備等の整備	(2) 情報伝達設備等の整備	
(3) 住民相談窓口の整備	(3) 住民相談窓口の整備	
(4) 要配慮者等への広報体制の整備	(4) 要配慮者等への広報体制の整備	
(5) 多様な広報媒体の活用	(5) 多様な広報媒体の活用	
9 避難収容活動体制の整備	12 避難収容活動体制の整備	
(1) 関係市町村における避難計画の作成	(1) 県における広域避難計画の作成	
(2) 要配慮者等の避難にかかる取り組み	(2) 関係市町村における避難計画の作成	【広域避難の実施】重点区域外への広域避難を原則とし、県、市町村、施設別(学校、病院・社会福祉施設、多数利用施設、県有施設)ごとに避難計画を作成するものとした。 また、重点区域の避難対象市町村の受け入れ先となる市町村は、避難者の受け入れの対応について地域防災計画に定めるものとした。
(3) 関係市町村における避難計画の作成	(3) 要配慮者等の避難にかかる取り組み	
(4) 学校、社会福祉施設、病院等における避難計画	(4) 学校施設等における避難計画	
(5) 広域避難のための計画の作成	(5) 病院・社会福祉施設等における避難計画	
(6) 指定避難所等の整備	(6) 不特定多数の者が利用する施設における避難計画	
(7) 飲食物の出荷制限、摂取制限等	(7) 県有施設における避難計画	
	(8) 避難受入市町村の体制整備	
	(9) 避難に係る諸整備	
	13 飲食物の出荷制限、摂取制限等	【項目整理】飲食物の出荷制限等は、避難収容活動とは異なるため項を改め記載することとした。
	(1) 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備	
	(2) 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保	
10 緊急輸送活動体制の整備	14 緊急輸送活動体制の整備	
(1) 緊急輸送路の確保体制等の整備	(1) 緊急輸送路の確保体制等の整備	
(2) 専門家の移送体制の整備	(2) 専門家の移送体制の整備	
11 緊急被ばく医療体制の整備	15 緊急被ばく医療体制の整備	
(1) 緊急被ばく医療体制	(1) 緊急被ばく医療体制	
(2) 緊急被ばく医療活動マニュアルの整備	(2) 緊急被ばく医療活動マニュアルの整備	
(3) 医療活動用資機材等の整備	(3) 医療活動用資機材等の整備	
12 消防活動体制等の整備	16 消防活動体制等の整備	
(1) 救助・救急活動用資機材の整備	(1) 救助・救急活動用資機材の整備	
(2) 消火活動用資機材等の整備	(2) 消火活動用資機材等の整備	
13 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	17 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	
	(1) 資機材の整備	
	(2) 情報交換	
14 原子力防災対策上必要な資料の整備		【項目整理】「4 情報の収集・連絡体制及び原子力災害対策上必要な資料等の整備」に項を改めて整理。
15 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	18 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	
(1) 住民に対する知識の普及と啓発	(1) 住民に対する知識の普及と啓発	
(2) 防災教育の充実	(2) 防災教育の充実	
(3) 要配慮者等への配慮	(3) 要配慮者等への配慮	
(4)	(4) 災害文化の継承	
(5)	(5) 国際的な情報発信	
16 防災業務関係者に対する教育	19 防災業務関係者に対する教育	

【旧】 福島県地域防災計画(原子力災害対策編)	【新】 福島県地域防災計画(原子力災害対策編)	見直しの内容
17 原子力防災に関する訓練 (1) 訓練の実施 (2) 実践的な訓練の工夫と事後評価	20 原子力防災に関する訓練 (1) 訓練の実施 (2) 実践的な訓練の工夫と事後評価	
18 原子力発電所上空の飛行規制	21 原子力発電所上空の飛行規制 (1) 国の規制措置 (2) 事業者の措置	
19 計画に基づく行動マニュアル等の整備		【項目整理】 「25 計画に基づくマニュアル等の整備」として項を改めて整理。
20 暫定的な重点区域以外の区域に対する体制の整備	22 重点区域以外の区域に対する体制の整備	
21 特定事象未満の事象に対する体制の整備	23 特定事象未満の事象に対する体制の整備	
22 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備 (1) 県民の安全確保のための対応 (2) 災害が発生した都道府県への応援	24 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備 (1) 県民の安全確保のための対応 (2) 災害が発生した都道府県への応援	
	(3) 災害が発生した都道府県からの避難者受入	【追加】 県は県内市町村と連携して、他県からの避難者の受け入れ体制を整備しておくことを記載。
	25 計画に基づく行動マニュアル等の整備	
23 原子力災害事前対策の整備状況の報告・公表	26 原子力災害事前対策の整備状況の報告・公表	

【旧】 福島県地域防災計画(原子力災害対策編)	【新】 福島県地域防災計画(原子力災害対策編)	見直しの内容
第3 原子力災害応急対策計画	第3 緊急事態応急対策	
1 事故状況の把握及び連絡	1 事故状況の把握及び連絡	
(1) 警戒事象発生の連絡	(1) 情報収集事態が発生した場合 (2) 警戒事態が発生した場合	【追加】国マニュアルに基づき追加。情報収集事態における連絡等を記載。(情報収集事態：立地町で震度5弱以上)
(2) 原災法第10条に基づく特定事象発生等の連絡	(3) 施設敷地緊急事態が発生した場合	【見直し】発電所から通報がない状態で、県が設置しているモニタリングポストの検出結果により原子力防災専門官へ通報を行う基準について、避難指示区域については、バックグラウンド値を考慮して毎時放射線量(3ヶ月平均)+5 μ Sv/h検出時とする。
(3) 特定事象が原災法第15条に該当した場合の連絡	(4) 全面緊急事態が発生した場合	
(4) 県内市町村等に対する情報提供	(5) 県内市町村等に対する情報提供	
2 災害対策本部の設置	2 一般回線が使用できない場合の対処 3 活動体制の確立	
(1) 県災害対策本部の設置	(1) 県災害対策本部の設置基準	【見直し】設置基準の一つ「県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生の通報を行うべき数値(5 μ Sv/h)を検出し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認された場合」について、避難指示区域については、バックグラウンド値を考慮して毎時放射線量(3ヶ月平均)+5 μ Sv/h検出時とする。
(2) 職員の動員配備	(2) 災害対策本部における活動	【項目整理】(1)と同内容であるため整理して削除。
(3) 災害対策本部における活動	(3) 災害対策本部の組織及び各班の事務分掌	
(4) 原子力現地災害対策本部及び災害対策地方本部	(4) 原子力現地災害対策本部及び災害対策地方本部	【県組織改編による修正】 原子力センター→「環境創造センター(環境放射線センター)」
(5) 国に対する報告及び専門家等の派遣要請等	(5) 専門家等の派遣要請等	
(6) 防災関係機関に対する応援要請、職員の派遣要請等	(6) 応援要請及び職員の派遣要請等	【追加】国への職員派遣要請について、緊急時モニタリング要員の動員要請を追加。
(7) 自衛隊の派遣要請	(7) 自衛隊の派遣要請	
(8) 市町村災害対策本部の設置	(8) 市町村災害対策本部の設置	
3 緊急事態応急対策拠点施設における活動	4 緊急事態応急対策拠点施設における活動	
(1) 対策拠点施設の設定準備への協力	(1) 対策拠点施設の設定準備への協力	
(2) 現地事故対策連絡会議への職員派遣	(2) 現地事故対策連絡会議への職員派遣	
(3) 原子力災害合同対策協議会への出席	(3) 原子力災害合同対策協議会への出席	
(4) 対策拠点施設における機能班での活動	(4) 対策拠点施設における機能班での活動	
(5) 原子力被災者生活支援チームとの連携		【項目整理】「14 原子力被災者生活支援チームとの連携」として項を改めて整理。
4 住民等に対する指示の伝達と広報	5 住民等に対する指示の伝達と広報	
(1) 周辺地域の住民等に対する指示の伝達と広報	(1) 周辺地域の住民等に対する指示の伝達と広報	
(2) 周辺海域の船舶等に対する指示の伝達と広報	(2) 周辺海域の船舶等に対する指示の伝達と広報	
(3) (1)及び(2)以外の地域に対する指示の伝達と広報	(3) (1)及び(2)以外の地域に対する指示の伝達と広報	
	(4) 隣接県への通報	【追加】県外避難等を考慮し隣接県への情報提供を行うことを明確化した。
(4) 問い合わせ窓口の設置	(5) 問い合わせ窓口の設置	
(5) 住民等に対する広報及び指示伝達系統図	(6) 住民等に対する広報及び指示伝達系統図	

【旧】 福島県地域防災計画(原子力災害対策編)	【新】 福島県地域防災計画(原子力災害対策編)	見直しの内容
5 緊急時環境放射線モニタリング	6 緊急時環境放射線モニタリング	
(1) 緊急時モニタリング体制	(1) 緊急時モニタリング体制	
(2) 緊急時モニタリング活動	(2) 緊急時モニタリング活動	
(3) 測定結果等の共有	(3) 測定結果等の共有	
(4) 緊急時モニタリング実施のための通信連絡	(4) 緊急時モニタリング実施のための通信連絡	
(5) 県内各地における空間線量率等の測定	(5) 県内各地における空間線量率等の測定	
6 退避及び避難	7 退避及び避難	
(1) 速やかな住民避難のための準備	(1) 速やかな住民避難のための準備	
(2) 屋内退避及び避難に関する指標	(2) 避難、屋内退避等の防護措置の実施	【指針に基づく見直し】緊急事態区分ごとに講ずるべき防護措置を整理。
(3) 屋内退避及び避難の決定、実施	(3) 避難及び屋内退避	
(4) 情報提供等	(4) 情報提供等	
(5) 広域避難のための準備	(5) 広域避難に係る調整	【追加】県広域避難計画に定める避難先が使用できない場合には、さらなる広域避難のため国へ支援の要請を行うものとした。
(6) 避難所の設置	(6) 避難所の設置	【追記】県は、避難所となる県有施設の運営を主体的に行うとともに、市町村が開設する避難所への支援職員の派遣体制を予め整備しておくものとした。
(7) 屋内退避及び避難の実施	(7) 要配慮者への配慮等	
(8) 屋内退避又は避難の方法	(8) 学校等施設における避難措置	
(9) 広域避難の実施	(9) 不特定多数の者が利用する施設における避難措置	
(10) 要配慮者への配慮等	(10) 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	
(11) 避難等の実効を上げるための措置	(11) 飲食物、生活必需品等の供給	
(12) 飲食物、生活必需品等の供給		
7 立入制限措置等		【項目整理】 (10) に併せて整理。
8 犯罪の予防等社会秩序の維持	8 犯罪の予防等社会秩序の維持	
9 飲食物の摂取制限等	9 飲食物の摂取制限等	
(1) 防護対策地区の住民に対する飲食物の摂取制限	(1) 避難指示区域の住民に対する飲食物の摂取制限	
(2) 飲食物摂取制限に関する指標		【項目整理】 (1) に併せて整理。
(3) 防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限	(2) 防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限	
(4) 農林水産物の採取及び出荷制限	(3) 農林水産物の採取及び出荷制限	
(5) 飲料水及び飲食物の供給	(4) 飲料水及び飲食物の供給	
10 緊急被ばく医療活動	10 緊急被ばく医療活動	
(1) 緊急被ばく医療の範囲	(1) 緊急被ばく医療の範囲	
(2) 緊急被ばく医療体制	(2) 緊急被ばく医療体制	
(3) 緊急被ばく医療活動の実施	(3) 緊急被ばく医療活動の実施	
(4) 安定ヨウ素剤の予防服用	(4) 安定ヨウ素剤の予防服用	
(5) メンタルヘルス対策	(5) メンタルヘルス対策	
11 救助・救急・消火活動	11 救助・救急・消火活動	
	(1) 資機材の確保	【項目整理】
	(2) 応援要請	【項目整理】
	(3) 緊急消防援助隊等への応援要請	【項目整理】
12 緊急輸送活動	12 緊急輸送活動	
(1) 緊急輸送の順位	(1) 緊急輸送の順位	
(2) 緊急輸送の範囲	(2) 緊急輸送の範囲	
(3) 緊急輸送体制の確立	(3) 緊急輸送体制の確立	
(4) 緊急輸送のための交通確保	(4) 緊急輸送のための交通確保	

【旧】 福島県地域防災計画(原子力災害対策編)	【新】 福島県地域防災計画(原子力災害対策編)	見直しの内容
13 防災業務関係者の安全確保	13 防災業務関係者の安全確保	
(1) 防災業務関係者の安全確保方針	(1) 防災業務関係者の安全確保方針	
(2) 防災業務関係者の放射線防護に係る指標	(2) 防災業務関係者の放射線防護に係る指標	
(3) 防護対策	(3) 防護対策	
(4) 防災業務関係者の被ばく管理	(4) 防災業務関係者の被ばく管理	
(5) 防護資機材の確保	(5) 防護資機材の確保	
(6) 防災関係機関との情報交換	(6) 防災関係機関との情報交換	
	14 原子力被災者生活支援チームとの連携	

【旧】 福島県地域防災計画(原子力災害対策編)	【新】 福島県地域防災計画(原子力災害対策編)	見直しの内容
第4 原子力災害中長期対策	第4 原子力災害中長期対策	
1 放射性物質による環境汚染への対処	1 放射性物質による環境汚染への対処	
2 緊急事態解除宣言後の対応	2 緊急事態解除宣言後の対応	
(1) 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	(1) 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	
(2) 各種制限措置の解除	(2) 各種制限措置の解除	
3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	
4 心身の健康相談体制の整備	4 心身の健康相談体制の整備	
5 災害地域住民に係る記録等の作成	5 災害地域住民に係る記録等の作成	
(1) 災害地域住民の記録	(1) 災害地域住民の記録	
(2) 影響調査の実施	(2) 影響調査の実施	
(3) 災害対策措置状況の記録	(3) 災害対策措置状況の記録	
6 適正な流通の促進	6 適正な流通の促進	
(1) 風評被害等の影響の軽減	(1) 風評被害等の影響の軽減	
(2) 物価の監視	(2) 物価の監視	
7 被災者等の生活再建等の支援	7 被災者等の生活再建等の支援	
	(1) 被災者等の生活再建への支援	
	(2) 相談窓口の設置等	
	(3) 生活再建の推進	
8 被災中小企業等に対する支援	8 被災中小企業等に対する支援	
9 復旧・復興事業からの暴力団排除	9 復旧・復興事業からの暴力団排除	
10 災害対策本部の解散	10 災害対策本部の解散	